

SPC JINJIKEN NEWS



「年収の壁・支援強化パッケージ」公表 (9/28)

厚生労働省は27日、「年収の壁」対策パッケージを公表した。

「106万円の壁」対策ではキャリアアップ助成金に新たなコースを設け、企業が支給する「社会保険適用促進手当」は労使とも標準報酬の算定から除外し、負担を軽減する。「130万円の壁」対策は、一時的に年収が130万円を超えても事業主証明により原則連続2回まで扶養から外れないようにする。10月から適用を開始し、2025年に予定される年金制度改正までのつなぎ措置とする。

平均給与458万円、2年連続増加 (9/28)

民間企業で働く会社員やパート従業員らを対象にした民間給与実態統計調査の結果が27日、国税庁より発表された。2022年の平均給与は前年比2.7%増の458万円、うち賞与は同4.2%増の72万円で、ともに2年連続の増加となった。男女別の平均給与は、男性563万円(同2.5%増)、女性314万円(同3.9%増)。雇用形態別では、正社員は523万円、パートやアルバイトなどの非正社員は201万円となった。

介護事業者に賃金公表を要請 (10/4)

厚生労働省は介護事業者に、勤務する介護士など職員1人当たりの賃金データの公表を求める。既存の介護サービス情報公表制度を拡大し、職員の1人当たり賃金も加える。求職者がデータを比較しやすくすることで、介護人材の

確保と定着につなげる。当面は強制力を伴わずに賃金情報の公開を求める方針。2024年度からの導入を目指す。

個人事業主のAmazon配達員に労災認定 (10/5)

ネット通販「Amazon」の商品配達を運送会社から委託され、個人事業主として働いていた男性が配達中に階段から落下したことによる負傷について、9月26日付で労災と認定された。個人事業主の配達員に労災が認められるのは初めて。配送の実態などから「労働者」に当たると判断された。男性は、Amazonのスマートフォンアプリを通じて配達先や労働時間が管理されAmazonと運送会社の指揮を受けて働いていたと主張していた。今後、男性側に労基署の詳細な認定理由が開示される見込み。

フリーランスに「安衛法で保護」報告書まとめる (10/6)

厚生労働省の有識者会議は2日、労働安全衛生法の保護対象に、フリーランスら個人事業主を追加するよう求める報告書を取りまとめた。個人事業主が業務中の事故で死亡するか4日以上休業するケガをした場合の発注元企業による労基署への報告義務を提言。違反による罰則はないが是正勧告などの対象になる見通し。さらに、事故防止措置の対象への個人事業主の追加等を求めた。これを受けて厚生労働省は法令改正の手続きを進める。

政府が「物流改革緊急パッケージ」を決定 (10/7)

政府は6日、物流業界の「2024年問題」に備え、「物流改革緊急パッケージ」を決定した。(1)物流の効率化、(2)荷主・消費者の行動変容、(3)商慣行の見直しの3本柱となっていて、不足する14万人分の輸送力を補えると試算している。具体的には、自動フォークリフトの導入やトラックGメンの監視強化などによる荷待ち・荷役時間の削減、共同輸送の促進による積載率向上、モーダルシフト、「置き配」へのポイント還元による再配達削減といった施策。

技能実習廃止 新制度案の骨格明らかに (10/12)

外国人技能実習制度および特定技能制度のあり方を検討する政府の有識者会議が、今秋にもとりまとめる最終報告書案の骨格が明らかになった。在留期間3年の新制度(名称候補は「育成技能」)創設を柱としていて、新制度から特定技能への移行には日本語と技能の試験を必須とすることや、就労1年超で一定の日本語能力と技能があれば転籍を認める制限緩和の内容などが盛り込まれる。来年の通常国会に関連法案を提出する。

働き方の多様化に対応 労基法改正を求める報告書まとめる (10/14)

働き方の多様化に対応するため、労基法の改正を求める報告書が、13日の「新しい時代の働き方に関する研究会」でまとめられた。労基法の対象となる「労働者」の定義や、労働条件を「事業場」ごとに決める原則、労働者の「過半数代表者」の枠組みの見直しなどを求めている。年度内にも新しい研究会を立ち上げ、法改正に向けた本格的な議論に入る。

高齢者の就労支援 職場への送迎制度を新設へ (10/19)

厚生労働省は、交通が不便な地域に住む高齢者の就労を支援するため、2024年度より職場への送迎制度を新設する。全国シルバー人材セ

ンター事業協会に委託し、費用は国が負担する。モデル事業として数十カ所から開始し、将来的には全国展開を目指す。

連合 2024年春闘の賃上げ目標「5%以上」発表 (10/20)

連合は19日、2024年の春闘での統一要求の賃上げ目標を「5%以上」とする方針を正式発表した。物価上昇を踏まえ、今春闘の「5%程度」より表現を強めた。来春闘について、日本商工会議所会頭は「少なくとも中小企業では難しいというのが実感だ」、経団連会長は「(今春闘と)同じ熱量で賃上げを目指す」と述べている。

「年収の壁」対策 助成金の申請受付開始 (10/21)

厚生労働省は20日、「年収の壁」対策の一環として設けたキャリアアップ助成金申請の申請受付を始めた。次の年金制度改革実施までの暫定措置として2025年度末まで受け付け、パート従業員らが働き控えをすることによる働き手不足の解消をねらう。

国保料 上限2万円引上げへ (10/25)

厚生労働省は、国民健康保険の保険料の年間上限額を2024年度から2万円引き上げる方針を固めた。近く開く社会保障審議会医療保険部会に提案する予定。上限額の引上げは3年連続。高所得者の保険料を上げることで保険財政の安定をねらうもので、引上げ後の上限額に達するのは年収1160万円以上の世帯で体の1.35%と推計される。



施行済み
の改正

厚生年金保険などの被保険者資格取得届にはマイナンバーを必ず記入してください

令和5年9月29日から、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第125号）」が施行されました。これにより、厚生年金保険の被保険者資格取得届などについて、個人番号（マイナンバー）の記載を求めることが明確化されました。これを受けて、日本年金機構から、次のようなお知らせがありました。

……………【事業主の皆さまへ】「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には
個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください……………

- 「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、マイナンバー（基礎年金番号を有する方は、マイナンバーまたは基礎年金番号）を必ず記入してください。マイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻いたします。
- これまでは、基礎年金番号を有する方で、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、令和5年9月29日以降はマイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻しています。
- なお、短期在留外国人等、マイナンバーも基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きをお願いします。



★採用時において、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない方については、短期在留外国人等を除き、被保険者資格取得届が返戻される（＝被保険者資格が認められない）こととなりますので、その旨を説明して、必ず提示してもらうようにしましょう。

重要・
要チェック

「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定 早急に開始へ

いわゆる「年収の壁」への当面の対応策として、令和5年9月27日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。その概要を確認しておきましょう。

……………「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料）……………

106万円の壁への対応

- ◆**キャリアアップ助成金** ※省令の改正が必要
キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、**労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援**を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、**被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）**として、支給する場合も対象とする。
- ◆**社会保険適用促進手当**
事業主が支給した**社会保険適用促進手当**については、適用に当たった労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として**被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。**

130万円の壁への対応

- ◆**事業主の証明による被扶養者認定の円滑化**
被扶養者認定基準（年収130万円）について、**労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。**

配偶者手当への対応

- ◆**企業の配偶者手当の見直しの促進**
特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
(1) **見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、**
(2) **中小企業団体等を通じて周知する。**



（次ページへ続く）

★各対応策については、このパッケージに基づき、今後、所要の手続を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。たとえば、キャリアアップ助成金のコースの新設（社会保険適用時処遇改善コースの新設）に関する改正省令は、令和5年10月中には、公布・施行される模様です。

詳細につきましては、改めてお伝えします。

重要・
要チェック

令和5年分の年末調整は昨年と同じ手順

令和5年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。

国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」を開設したとの案内もありました。

今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和4年分）と同じ手順となります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

……………国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」のトップ画面……………

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくと年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
→ [ダウンロードはこちら](#)
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。

[源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ](#)

[給与所得者
（従業員）の方へ](#)

[年末調整手続の電子化](#)

[チャットボットに相談する](#)

[詳しい説明（パンフレット）
（年末調整・源泉徴収票）](#)

[各種様式・記載例
（年末調整・源泉徴収票）](#)

※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。

※ [PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください](#)

★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお問い合わせください。

